

大阪市児童福祉審議会条例案

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第8条第3項の合議制の機関として、本市に大阪市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 法第9条第2項の臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(施行の細目)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年12月1日から施行する。
- 2 大阪市社会福祉審議会条例（平成12年大阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

平成30年9月12日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

児童福祉法に基づく児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関として大阪市児童福祉審議会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市社会福祉審議会条例（抄）

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、法第 7 条第 1 項に規定する事項を調査審議するほか、法第 12 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

第 3 条 - 第 7 条 省 略

第 2 条 第 6 条